

## 登園許可証

クラス \_\_\_\_\_ 園児名 \_\_\_\_\_

該当する感染症名に○をつけてください

	感染症名	登園停止期間
1	麻疹（はしか）※	解熱後、3日を経過してから
2	風疹	発疹が消失するまで
3	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで
4	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	インフルエンザ ※	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
6	新型コロナウイルス感染症 ※	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過すること
7	百日咳	特有な咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
8	結核	感染の恐れがなくなるまで
9	咽頭結膜熱（プール熱）※	主症状が消失した後2日を経過するまで
10	流行性角結膜炎	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失して、感染の恐れがなくなるまで
11	急性出血性結膜炎	感染の恐れがなくなるまで
12	腸管出血性大腸菌感染症 O157 O26 O111 等	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間開けて連続2回の検便が陰性と確認されたもの
13	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがなくなるまで

（子ども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」2018年改訂版 2023年5月一部改訂より）

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から  
登園可能と判断します。

医療機関名 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_ 印

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。登園許可証は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。